

小規模密集型施設（小売業・飲食店）における
施設管理者等が行うべき労働災害防止対策

1 趣旨

小規模密集型施設の特徴として、各テナントは、店舗部分についてはテナント側で契約上の範囲内で労働災害防止対策が可能であるが、いわゆるバックヤード等の各テナント共用部分などは施設管理者より事実上の有償貸与を受けているものであるため、各テナントの災害防止対策に加え、施設管理者側の労働災害防止対策の必要性が認められるものである。

施設により違いは認められるものの、荷物搬入搬出場所、ロッカールーム、休憩室などは各テナントが共有している場合が多く、共有部分における各種労働災害防止については、施設管理者が各テナント共通のルールを定め、例えば、コーナー部等の死角のある個所にカーブミラーの設置等を行えば防げる災害も認められるものである。

そのため、施設管理者において自主的な推進を図ることが望ましい事項を明確にすることにより、施設管理者としての的確な安全衛生管理・活動の自主的な推進を図ることを目的とする。

2 対象

駅ビル・ショッピングセンター・ショッピングモールなど大規模小売店舗立地法の規定による行政官庁に届出義務を負う施設のうち、テナントが概ね30店舗（飲食店等小売店以外のテナントを含む）以上の施設。

3 施設管理者において自主的な推進を図ることが望ましい事項

- (1) 施設としての安全衛生管理方針の明確化
- (2) 小規模密集型施設の店長会等テナント・作業会社・管理会社を含めた協議会等の設置並びに定期的な開催
- (3) 共有部分における作業ルールの確立
- (4) 作業通路の明示、コーナーミラーの設置等バックヤードの設備改善
- (5) 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく対策の実施
- (6) 施設内で発生したテナント等を含めた労働災害の把握並びに対策（共有部分に限る）の実施
- (7) 必要に応じて、(1)の協議会等によるパトロールの実施、安全衛生講習会の開催

